



NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

〒165-0031 東京都中野区上鷲宮3-13-1 鷲宮ガーデンハウスA2
TEL: 03-5439-4021 / FAX: 03-3926-7551 / E-mail: npoweb@abelia.ocn.ne.jp
<http://www.npoweb.jp/> @NPOWEB

認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

令和2年度税制改正等に関する要望事項

拝啓 時下、益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。特定非営利活動促進法（NPO法）の改正をはじめとしたNPO政策の推進にも、改めまして心より御礼申し上げます。

昨年、平成30年にNPO法は成立・施行から20周年を迎えました。現在では全国で5万を超えるNPO法人が活動しており、認定NPO法人も1000法人を突破しております。社会課題が山積する日本において、その解決がNPOに強く求められ期待が高まっています。共助社会を実現し市民がお互いに助け合い・支え合いながら、社会参画を実現していくためには、日本の寄付文化を発展させ、NPOがより一層社会貢献活動できる環境整備が必要不可欠です。ぜひ、以下の事項を実現してください。

1. 「資産寄付」の促進に向けた抜本改正を

資産大国である日本での「草の根資産寄付」を促進するため、「みなし譲渡所得課税」の非課税適用拡大など資産寄付税制を抜本的に拡充してください。

2. 控除上限額廃止など一層の寄付税制拡充を

認定NPO法人等の寄付税制は、個人の寄付金控除上限額や企業の寄付金損金算入限度額を上げる、現物寄付は全額損金算入可能にするなど、支援を拡充してください。

3. 法人税・消費税等でのNPO法人負担軽減を

4. 中小企業施策適用・事業承継等の支援拡大を

●資産寄付の促進等

1. 資産大国である日本での「草の根資産寄付」を促進するため、「みなし譲渡所得課税」の非課税適用拡大など資産寄付税制を抜本的に拡充してください。

皆様のご尽力により、日本における寄付税制はここ数年で大きく前進し、特に「所得（フロー）面」については、寄付金額の最大50%が税額控除となる世界でも先進的な税制を実現していただいております。改めまして、心より御礼申し上げます。

一方で、「資産（ストック）面」での寄付税制については、税制面の支援策が大変遅れています。日本は、個人（家計）が約700兆円の不動産や約1800兆円の金融資産などの多額の資産を保有する「資産大国」です。それらの資産は毎年約50兆円超が相続されていくとも推計されており、その内約4割（約20兆円）は不動産とされています。

これらの資産を寄付したいというニーズも広がりつつあり、例えば、空き家所有者の概ね5～10%は寄付意向を持っているとの調査結果が多く、日本全体では約40～80万戸に相当する規模となっています。実際に、最近では「不動産をNPO法人に遺贈したい」という相談も急増していますが、現場では対応に苦慮しているのが現状です。

受入団体側においてもNPO法人制度創設20年を経て活躍の場は広がり、ナショナルトラスト活動やホームレス・DV被害者等の弱者支援、子育て支援、まちづくり・観光などの地方創生、文化芸術・スポーツ、動物愛護などの各分野で不動産等の資産寄付が、非常に重要となる団体も多くなっています。しかし、寄付者に理不尽な課税と様々な負担増を強いることになる「みなし譲渡所得課税」が大きな問題となり、資産寄付の普及を妨げています。こうした日本の社会情勢を踏まえ、ぜひ、以下のような「草の根資産寄付」の促進に向けた支援税制を実現してください。

【譲渡所得税等】

- ① **◆重点◆**「遺贈・相続財産寄付」や「不動産等の寄付」については、国民の遺贈・相続財産寄付意向の高まりや「空き家・空き地」の社会問題化などを踏まえ、認定NPO法人等への不動産や有価証券の寄付でネックとなっている「みなし譲渡所得課税」を自動的に適用除外にする、または、「不動産等寄付特別控除（仮称※次頁参照）」のような、譲渡所得における寄付促進税制を創設するなど抜本的な拡充をお願いします。
- ② **◆重点◆**上記の抜本改革に向けた拡充の一環として、適用対象が公益法人や社会福祉法人等に限定されているみなし譲渡所得課税における「承認特例（平成29年・30年税制改正：一定条件で審査期間を大幅短縮）」等を認定NPO法人にも適用してください。

譲渡所得における「不動産等寄付特別控除（仮称）」創設の提案

譲渡所得税とは、所得税（住民税）の一つで「個人」が、課税対象となる「不動産・有価証券・美術品等」を、他者に「譲渡」した際に、その「譲渡益（値上がり益）」に課税されるものです。「譲渡」には有償による売買だけでなく、無償による寄付や低廉譲渡（時価の半額未満）なども含まれます。NPO法人等への資産寄付については、時価で譲渡したとみなされ（みなし譲渡所得）、実態にそぐわない形で、以下のような税負担が発生し、問題になっています。

【事例1】

寄付者である個人Aが生前に、数十年前に購入した不動産（取得時価格：500万、現在の時価：3500万）を、認定NPO法人に無償で寄付した事例

⇒ (3500万 - 500万) = 「3000万」がみなし譲渡所得とされ、3000万 × 約22% = 約660万の所得税等負担が、「寄付者個人A」に発生！

【事例2】

故人Bの遺言により、先祖代々の不動産（取得時価格不明、現在の時価：3000万）を、NPO法人に特定遺贈した事例

⇒ 3000万 × 95% (※) = 「2850万」がみなし譲渡所得とされ、2850万 × 約22% = 627万の所得税等負担が、「故人Bの相続人」に発生！

※取得時の価格が分からないものは、時価の5%が取得時価格とされるため

みなし譲渡所得課税が発生する際、生前の場合は「本人」が、遺贈（死後）の場合は包括遺贈なら「遺贈先の団体」が、特定遺贈・相続財産寄付なら「相続人」が当該譲渡所得税等を負担することになります。いずれの場合も課税の原因となった不動産等は寄付されており、本人（相続人）の手を離れているのにも関わらず、担税力の無い者が譲渡所得税のみを負担することとなります。特に特定遺贈の場合は、相続人間の争いの原因ともなり、不動産等の遺贈が敬遠される一因にもなっています。

みなし譲渡所得課税については、国税庁長官の個別承認による非課税特例（租税特別措置法第40条）が設けられており、一定の適用実績があります。しかし、適用要件が厳しく、所轄税務署・国税局と国税庁での二重の審査で2～3年かかり、申請に必要な書類もかなり煩雑で、寄付先の団体の内部情報も記載が求められるなど、非常にハードルが高いものとなっています。この審査期間中は、寄付者・寄付先団体とも税務的に非常に不安定な状況（承認されなかった場合は多額の税負担が発生するリスクがある）におかれるため、資産

寄付を躊躇しがちになっています。

こうした現状の背景として、本特例は「適用有り（全額非課税）」か「適用無し（全額課税）」、税負担0か100か両極端の二者択一の仕組みで、また寄付金控除と異なり適用額に上限も定められていないため、法令上は「100万」の案件も「100億円」の案件も同じ基準・手続で審査しなければならず、国税庁等が慎重な審査・承認となるのは一定の理解はできます。

しかし、空き家・空き地問題が大きく社会問題化し、団塊の世代による大相続時代も迎えようとしている中、資産寄付のニーズはより多くの国民に広がるのが想定されます。そこで、現行の制度と並行して、草の根の資産寄付促進を目的とした以下のような新制度（不動産等寄付特別控除）の創設を提案いたします。

【現行制度と新制度案の比較】

	みなし譲渡所得非課税承認（現行）	<u>不動産等寄付特別控除（案）</u>
形式	国税庁長官の個別承認	譲渡所得の特別控除の1種
手続・審査	個別に申請・審査が必要（2～3年） ※承認特例適用なら1月（株は3月）	譲渡所得申告時に記載
対象寄付先	公益を目的とする法人（公益法人、NPO法人、特定一般法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人、宗教法人等）	<u>寄付金控除の対象となる民間非営利法人</u> （公益法人、認定・仮認定NPO法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人等）
適用要件	公益増進要件、直接供用要件、不当減少要件	供用要件
適用上限額	無し	<u>3000万（特別控除全体で5000万）</u>
適用後制限	2年以内に本来事業（公益目的）へ「直接」供する ※売却等は原則不可	2年以内に本来事業（公益目的）へ供する ※相続税非課税特例相当
主な対象等	富裕層等による数億円以上の大口資産寄付	<u>多くの国民による数十万円～数千万円程度の資産寄付</u>

このような多くの国民にメリットのある新制度を創設することで、資産大国日本における資産の社会貢献への活用や遺産の社会還元を後押しできるほか、認定NPO法人等の民間活力・創意工夫を活かした地域資源活用も促進されることが期待できます。

制度悪用リスク等についても、適用上限額の設定や申告時の確認、各法人格根拠法に基づく情報公開義務等により、一定の抑止・対応が可能と考えます。

【信託税制等】

- ③ NPO法人や市民活動団体は、多くの公益社団・財団法人（公益法人）や公益信託などから助成・支援を受けて活動しています。公益法人の助成財団等が社会的ニーズの変化や先進的な取組みなどに、より機動的に対応できるよう柔軟に公益認定・変更認定を行ってください。また、現在、検討が進められている新しい公益信託制度においても、その特徴を活かした制度設計・優遇税制付与を行い、資産寄付促進に資するようにしてください。日本版プランドギビング信託（特定寄付信託制度）の対象を不動産等にも拡大するなどの支援をお願いします。

●寄付税制の拡充等

2. 認定NPO法人等の寄付税制は、個人の寄付金控除上限額や企業の寄付金損金算入限度額を上げる、現物寄付は全額損金算入可能にするなど、支援を拡充してください。

【所得税】

- ① **◆重点◆**「個人の寄付金控除」については、社会貢献意欲の高い国民のニーズに応えるために、ふるさと納税同様に控除上限額を2倍に引き上げる（現在は所得控除：所得金額の40%が上限、税額控除：所得税額の25%が上限）、適用下限額（現在、年間2,000円）を撤廃する、年末調整での適用を認める、控除上限額がある諸外国では当たり前の「繰り越し控除」を導入する、税額控除率を引き上げる（現在は所得税40%・住民税10%）配偶者の名義で寄付した際の領収書でも寄付金控除を認める、チャリティイベント・オークションやクラウドファンディング等の税制上の扱いについて明確化を図るなど、一層の拡充や利便性向上をお願いします。

「ふるさと納税（ふるさと寄付金）」で認められている一定程度の返礼品等については、内閣府のQ&Aによって認定NPO法人等への寄付でも許容事例が示されましたが、まだ官民での格差は残っているのが現状です。引き続き、是正に向けた取り組みをお願いいたします。

また、度重なる自然災害での災害救援ボランティアをはじめ、福祉・教育・環境保全・観光・防犯など様々な分野で活躍しているボランティアやプロボノ活動（専門家等による自分の経験や能力を活かしたボランティア活動）を支援するために、米国のようなボランティア活動にかかった経費の控除制度など、税制面での活動促進を検討してください。

【個人住民税等】

- ② 地方での地域に密着した資金循環を進めるため、都道府県・市区町村における「個人住民税寄付金税額控除条例（通称：3号・4号指定条例制度）」の制定を促進するとともに、所轄庁からの要望も多い「個別指定の手続き簡素化（条例での個別指定ではなく公示等での認定に準じた仕組みへ）」も、ぜひ進めてください。

また、個人住民税の寄付税制については確定申告時に、寄付者が全国の寄付税制対象法人を横断検索できる「寄付ポータルサイト」等を整備し、国税庁・総務省等のサイトや政府広報でも積極的にPRするなど、一層の普及・啓発をお願いします。

【法人税等】

- ③ 「法人の寄付金特別損金算入」についても、米国などに比べて、まだまだ損金算入限度額が十分ではありません（現在、所得金額の約2～3%）。企業の社会貢献活動（CSR活動）をより促進するためにも、米国並みの所得金額の10%まで拡充する、「繰り越し控除」を導入するなどの拡充をお願いします。また、これら寄付金損金算入限度額の計算には現状は「資本金」と「所得金額」が使われていますが、このうち資本金については企業規模等を反映しているとは言い難くなっていることから、例えば「利益剰余金」を算定基準にするなど、企業の約450兆円に達する内部留保の寄付促進もご検討ください。
- ④ まだ食べられる食料品を貧困家庭や福祉施設等へ届ける「フードバンク」は、企業・行政・地域・生産者等と連携しながら、各地で活躍し「食品ロス削減」にも貢献しています。昨年12月の国税庁からの通達により、長年の課題であったフードバンクや子ども食堂等への現物寄付の全額損金算入が可能になりました（フードバンク支援税制／食料品寄付促進税制）。早速、製造・卸・小売等の様々な企業・生産者が本税制を活用して食料品寄贈に取り組み始めています。要望の実現に心から御礼申し上げるとともに、本税制の周知・広報をはじめ、食料品以外の物品寄贈・寄付についても、同様の全額損金算入を認めていただくようお願いいたします。

●NPO法人の負担軽減等

3. 法人税・消費税等でのNPO法人の負担軽減を図るとともに、認定NPO法人制度については、一層の手続き簡素化や基準緩和をお願いします。

【法人税】

- ① 現在、NPO法人は税法上の収益事業を行った場合、所得に法人税が課税されます。収益事業は「列挙された34業種に該当し、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されていますが、曖昧で分かりづらい上にNPO法人側に厳しく規定されています。「地域福祉のため、年6回開催されるチャリティバザー」や「音楽家を招いて開催したチャリティコンサート」、「海外支援のための書き損じハガキの収集・換金」に課税されているのが現状です。人々の善意を基にして得た活動資金が、税務負担で減少しNPO法人の資金難に拍車をかけています。ぜひとも、下記項目の実現をお願いいたします。
- 税法上の収益事業の定義を厳密にした上で、明確化する
 - 寄付された不用品のチャリティバザーなど、実質的に寄付とみなせるものは、回数・日数に関わらず収益事業に該当しないものとする
 - 小規模NPO法人に対する法人税の免税点制度・簡易申告制度を創設する

【消費税】

- ② **◆重点◆**消費税税率は2019年10月に10%へ引き上げられました。今回は税率アップと同時に、軽減税率やインボイス制度の導入など、多くの変更点を伴う大改正であり、NPO法人側の負担も大きくなっています。
- また、NPO法人の消費税では以前から「仕入税額控除における『特定収入』計算」が**大きな問題**です。この仕組みにより結果として、寄付を集めながら事業も行う形の多くのNPO法人は、ファンドレイジングに取り組み「寄付を集めれば集めるほど、納付する消費税額の負担が増える」という**大変矛盾した状況**に置かれており、社会貢献活動のために、せっかく努力して集めた寄付金が消費税納税に充てられる本末転倒な現状です。さらに**本計算は非常に複雑・難解で、現場のNPOはおろか、専門家の税理士や税務署でも理解が進んでおらず、申告等に係る会計・税務が現場の負担になっています。**
- 寄付を促進し、現場の負担を軽減するため、ぜひ、下記項目の実現をお願いいたします。
- NPO法人等での受取寄付金は「特定収入」の対象外とする、または、調整計算の対象基準値を特定収入割合「5%超から20%超」へ大幅に緩和する
 - 学校法人と同様に、フリースクール等の授業料も消費税は非課税とする
 - 消費税率引き上げ等については、NPO法人にも周知を図り、会計・税務の相談体制強化などサポートを充実させる

【認定NPO法人制度関連】

- ③ ◆重点◆現在、特例認定（旧：仮認定）制度は特例措置の終了（2015年3月末で終了）に伴い、法人設立から5年以内であることが申請条件となっております。しかし、地方のNPO法人を中心に、設立後5年以上経過している法人でも特例認定制度を利用したいというニーズはまだまだ多く残っています。ぜひとも、この条件を撤廃してください。また、特例認定の際の実績判定期間を短縮してください。その他、「迅速な審査・認定に向けた標準処理期間を設定する」、「役員基準を申請時判定にする」、「起業支援・助成を可能にする」などの認定基準の緩和をお願いします。

【マイナンバー・法人番号制度等】

「マイナポータル」「法人ポータル」「内閣府NPOポータル」等を活用した税務・労務・所轄庁手続等のオンライン化・一括化・迅速化を進め、現場のNPO法人の事務負担軽減を推進してください。

●その他NPO法人支援施策の拡充

4. 中小企業支援施策のNPO法人への適用拡充や公務員等の公益兼業等を進め、高齢化に伴うNPO法人の「事業承継・世代交代」サポートなど、支援を拡充してください。

ここ数年で実現していただいた休眠預金活用法の成立や「創業補助金」や「信用保証制度」、「ものづくり補助金」などのNPO法人への適用拡充に改めて深く御礼申し上げます。

- ① 休眠預金の活用については、内閣府の審議会にて具体的な制度設計に向けた議論が進んでおり、2019年秋からの助成等開始が予定されています。各地域の様々な現場で活躍している幅広い団体が支援の対象となるように透明性のある検討を進めて、社会的な活用を推進してください。また、NPO法人等の信頼性・透明性向上に向けた民間の取り組みを支援してください。
- ② NPO法人向けの信用保証制度は2015年10月解禁当初から好調な滑り出しを見せており、2016年度の実績では全国で「653件、55億2300万」が適用となるなど、日本政策金融公庫等によるNPO法人・ソーシャルビジネスへの積極的な融資などと合わせて、事業型NPO法人を取り巻く金融環境は劇的に改善しています。せつかく拡充された制度がより多くのNPO法人で活用され、起業や新規事業などにつながるよう各分野・地域での普及・利用促進をお願いいたします。

また、さらなる利用拡大に向けて、一般社団・財団法人へも制度を解禁し（国家戦略特

区ではソーシャルビジネス限定で解禁済み※(仙台市提案)、従業員数上限の緩和(例: サービス業 100 人以下→300 人以下など) するなどの検討をお願いします。

- ③ NPOだけでなく中小企業診断士の方からも要望が多かった「中小企業診断士の資格更新における実務ポイントにて、NPO法人等への経営診断等もポイント付与対象とする」 ことについては、2019年7月の制度改正により、一定のNPO法人等を対象としていただきました。要望の実現に深く感謝申し上げますとともに、経営サポートが必要なNPO法人による活用促進や他の施策との連携推進などをお願いいたします。その他、まだNPO法人が対象外となっている小規模事業者持続化補助金や小規模企業共済制度など中小企業支援施策のNPO法人への適用拡充を進めていただくようお願い申し上げます。
- ④ **◆重点◆**NPO法人においても、中小・小規模事業者と同様に役員・活動メンバーの高齢化等に伴って「事業承継・世代交代問題」が深刻化しつつあります。内閣府の調査(※)によると「65歳以上が代表のNPO法人は約6割」に達しており、全体の8割がいずれ世代交代を考えているものの、半数以上の準備が進んでいない現状があります。今回の調査結果を踏まえて、分かりやすいパンフレット等の支援ツール開発や各地のNPO支援センター等での相談体制整備などをお願いいたします。※特定非営利活動法人における世代交代とサービスの継続性への影響に関する調査(平成31年3月)
- ⑤ 女性や若者、高齢者、障害者、マイノリティの方など多様な人が働いており、また代表者等の役員にも女性等が多いNPO法人の特徴を踏まえて、労働・雇用関係助成金の拡充や制度要件緩和などを検討してください。
- ⑥ **◆重点◆**弁護士や税理士など専門家による「プロボノ」が広がりを見せています。こうしたプロボノやボランティアを一層促進するための支援策を拡充し、NPOと行政・企業・大学・政治等との人事交流を促進してください。また、NPO法人での人手不足・人材難が深刻化している現状を踏まえ、NPO法人等での社会的副業・兼業を推進するとともに、「国家公務員のNPO法人等での公益的兼業の解禁」を推進し、兵庫県神戸市や奈良県生駒市、宮崎県新富町、茨城県笠間市でスタートしている「地方公務員のNPO法人等での地域貢献的兼業・副業制度」などを全国的に促進してください。
- ⑦ 新しい学習指導要領で盛り込まれる予定の「公共」においては、地域のNPOでのインターンやボランティア活動を通じた学生の社会参画・社会貢献を進めるとともに、学生や若者のNPO法人設立等を支援してください。

●【参考】みなし譲渡所得課税に伴い「資産寄付者を襲う7重苦」

みなし譲渡所得課税の対象となる資産寄付をすると、実態にそぐわない「(みかけの)所得金額」が発生してしまうことで、直接の税負担だけでなく、最大で次の7重苦が「寄付者」を襲うことになり、善意の寄付者を大きく苦しめることになってしまいます。

1. みなし譲渡所得課税による所得税等の税負担
2. 譲渡所得の申告・納税の手間と労力
3. (みかけの)所得金額増加による健康保険料・医療費自己負担割合の増加
4. (みかけの)所得金額増加による介護保険料・介護サービス自己負担割合の増加
5. (みかけの)所得金額増加による保育料・幼稚園料の増加
6. 高校無償化・児童手当・小児医療費助成等の支援縮小・打ち切りの可能性
7. 配偶者控除・扶養控除等の利用不可、扶養手当等も打ち切り可能性も

現役世代では、子育て支援施策の多くが所得金額と連動しているため、特に子育て世代へのダメージが大きくなってしまいます。また、年金生活者世代でも、介護や医療での負担増が見逃せません。さらに、配偶者・被扶養者名義の資産を寄付した場合は、配偶者等にも一定の負担増のリスクがあります。

いずれにしても「みなし譲渡所得課税」は直接の所得税負担を寄付者に強いるだけでなく、「所得金額」や「市町村民税所得割」を判定基準とする様々な社会保障制度や支援施策に影響を与え、保険料や自己負担の増加、支援の打ち切りなどを招く最悪の税制となっています。